

公益財団法人肥料科学研究所

2020年度事業計画書

【はじめに】

現在、農水省では「食料・農業・農村基本法にもとづく「基本計画」の見直しが進められている。昨秋以降の食糧・農業・農村政策審議会の検討を経て、3月中に閣議決定される予定である。わが国の農業は「このままでは、農業生産が継続できず、国民への食料の安定供給が損なわれる（基本計画検討にあたっての基本的な考え方、1月29日）」と農水省が認めるほど深刻な状況にある。この状況を踏まえて、本年2月21日の政策審議会の企画部会ではその骨子が提案された。

具体的には、(1)食料の安定供給の確保に関する施策として、①6次産業化による新たな価値の創出、②新たな輸出目標を掲げ農林水産物・食品の輸出を通じた生産者の所得向上、③動植物防疫措置の強化や科学の進展等を踏まえた食品の安全確保、④国内農業生産の増大とともに、安定的な輸入を確保するなど、総合的な食料安全保障の確立、⑤農業・農村について国民の理解を深め、国産農産物の消費拡大。

(2)農業の持続的な発展に関する施策として、①農業を成長産業として発展させるための農業構造の確立、②経営感覚を持った人材、担い手の育成・確保を進め、継続的に農地利用を行う中小・家族経営を含めた地域の農業生産基盤の強化、③新規就農の促進、女性の経営・社会参画、多様な人材の活用、④農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、計画的な経営の継承、⑤農業一部の成長産業化の観点と、農業・農村の防災・減災対策や国土強靱化の観点からの農業生産基盤の整備と消費者ニーズを踏まえた各品目の生産基盤の強化、⑥先端技術を活用したスマート農業の加速、データ駆動型農業経営の実現、⑦持続的な社会の実現に向けた環境に配慮した農業や気候変動による被害軽減技術開発・普及、などについてさらに詳細な施策が策定される予定である。

肥料関係の最近の動きとしては、堆肥等と化学肥料の配合を可能にする堆肥等産業副産物の円滑な有効活用に関連した肥料取締法の一部改正する法律案が可決成立した。

これらの施策の今後の動向については地力増進や肥料科学の観点から引き続き注目する必要がある。益目的事業として「肥料科学と土壌肥沃度に関する学術文化の調査研究と普及啓発」を掲げて活動することを基本としており、本年度も公益目的事業とそれに付随する管理運営業務を次のように実施する。

【事業計画】

(公益目的事業 1)

I. 肥料科学及び土壌肥沃度に関する調査研究事業

1. 肥料科学と土壌肥沃度に関する学術文化の調査研究と普及啓発

- (1) 肥料科学および土壌肥沃度に関する研究会を 2 回開催する。
- (2) 肥料科学および土壌肥沃度に関する内外の資料・情報の収集・調査を行う。
- (3) 環境保全型の農業、植物栽培、資源循環および土壌肥沃度増進のための資料・技術の開発に関する調査研究及び協力を行う。

2. 肥料科学及び土壌肥沃度に関する学術・文化の普及啓発事業

- (1) 調査研究事業の成果を公開公表するため、機関誌「肥料科学」第 42 号 (A5 判、約 120 頁、900 部) を刊行し、研究機関・図書館・研究者等へ配布する。
- (2) 本研究所が主催する研究会を公開し、一般市民の参加を自由とする。
- (3) 調査研究事業の成果概要をホームページで公表する。
- (4) 図書・文献類の収集整理と閲覧利用への便宜提供を図る。
- (5) 環境保全型の農業、植物栽培、資源循環および土壌肥沃度増進等に関する研究会・講演会・講習会等に協力する。

3. その他の事業

- (1) 肥料科学または土壌肥沃度に関する受託研究・調査の依頼を受け入れる。
- (2) 肥料科学または土壌肥沃度に関する委託研究を必要に応じて実施する。
- (3) その他当研究所の目的達成に必要な事業を実施する。

II. 管理運営に関する会議及び監査と寄付金募集

1. 会議及び監査

- (1) 本法人の定款に従い、評議員会を 1 回以上、理事会を 2 回以上開催するとともに監査を実施する。

2. 寄付金募集

- (1) 機関誌「肥料科学」の配布に併せて寄付金募集文書を配布する。
- (2) ホームページに「ご寄付のお願い」を掲示し、広く寄付金を募る。